

市民憲章、市の花・鳥・木の制定経過

月 日	会議等の内容	会議等の結果
平成 18 年 9 月 22 日(金)	<p>第1回市民憲章等検討委員会 (本庁舎3階 委員会室)</p> <p>(1) 委員長及び副委員長の選出 (2) 市民憲章、市の花・鳥・木の制定方法、スケジュールについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員 19 名に委嘱状を交付。 ・委員長及び副委員長を選出。 ・市民憲章の制定文案及び市の花・鳥・木は、平成 18 年度内に市長に報告することとした。 ・市民憲章は、小委員会を設置し、制定方法を含め内容を検討することとした。 ・市の花・鳥・木は、公募するとともに、小委員会を設置し選定方法を検討することとした。
10月12日(木)	<p>第2回市民憲章等検討委員会 (本庁舎3階 委員会室)</p> <p>(1) 市民憲章制定検討小委員会の設置及び委員の指名について (2) 花・鳥・木制定検討小委員会の設置及び委員の指名について (3) 検討スケジュールについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民憲章制定検討小委員会及び花・鳥・木制定検討小委員会を設置。 ・市民憲章制定検討小委員会委員 10 名を指名。 ・花・鳥・木制定検討小委員会委員 9 名を指名。 ・各小委員会において、それぞれ検討スケジュールを決定することとした。
	<p>第1回市民憲章小委員会 (本庁舎3階 委員会室)</p> <p>(1) 委員長の選出 (2) 市民憲章の制定に向けた小委員会の進め方について (3) 市民憲章に盛り込むべき内容について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小委員会委員長を選出。 ・市民憲章の内容検討方法等について意見交換し、小委員会で制定文案を検討し、パブリックコメント等により、市民への関心を高めるとともに、意見を聴く方向とした。 ・次回小委員会に先立ち、合併前の憲章をベースに起草委員会によりたたき台を検討し、第2回小委員会で、協議を行うこととした。 ・起草委員 5 名を選出。
	<p>第1回花・鳥・木小委員会 (本庁舎3階 小会議室)</p> <p>(1) 委員長及び副委員長の選出 (2) 市の花・鳥・木の制定に向けた小委員会の進め方について (3) 市民への公募について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小委員会委員長及び副委員長を選出。 ・公募結果(応募数、選定理由)を基に、選考方法を検討することとした。 ・応募資格は、市内在住又は通勤(通学)している小学生以上とし、市内事業所等を含め幅広くよびかけることとした。 ・市広報への掲載文案及び募集チラシ(兼応募はがき)は、原案作成後、各委員による校正を行うこととした。
10月26日(木)	<p>市民憲章起草委員会 (本庁舎3階 301 会議室)</p> <p>市民憲章制定文案について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回小委員会での検討結果をふまえ、旧花巻市の憲章をベースにたたき台を作成した。 ・作成にあたっては、地域の匂いが感じられ、簡潔な表現とすることを確認。 ・複数の文案を作成し、起草委員それぞれが持ち帰って検討を加え、第2回小委員会(11月2日開催予定)においてあらためて検討を行うこととした。
11月1日(水)	<p>市の花・鳥・木の公募開始</p>	
11月2日(木)	<p>第2回市民憲章小委員会 (本庁舎3階 303 会議室)</p> <p>市民憲章制定文案について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・起草委員会での検討結果をふまえ、「前文」を中心に検討し、3つの文案を追加。 ・作成した文案のうち「第10案」を中心に委員それぞれが持ち帰って検討を加え、第3回小委員会においてさらに検討を行うこととした。 ・現在の文案を中心に検討をすすめることとしたため、第3回小委員会開催前に起草委員会は開催しないこととした。

月日	会議等の内容	会議等の結果
11月21日(火)	第2回花・鳥・木小委員会 (本庁舎3階 302 会議室) 花鳥木の選考方法について	・新市の将来像(早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた イーハトープはなまき)を選考の拠りどころとすることとした。 ・応募数のほか、新市のイメージに合った理由、応募時に記載された理由を併せて選考。 ・応募状況と次回小委員会の検討結果にもよるが、12月14日の全体会では、花鳥木それぞれ数点に絞ったものを提示し意見を求め、その後、小委員会で再度検討を行う予定とした。
11月30日(木)	第3回市民憲章小委員会 (本庁舎3階 301 会議室) 市民憲章等検討委員会への検討報告に向けた制定文案について	・前回小委員会で作成した3つの前文(案)を中心に検討し、一つの制定文案を作成した。 ・作成した制定文案は、第3回市民憲章等検討委員会(12月14日開催予定)においてあらためて検討を行うこととした。 ・第3回市民憲章等検討委員会での検討後、市ホームページを通じてパブリックコメントを実施するほか、報道機関に働きかけることとした。
	市の花・鳥・木の公募締切	応募数 花 1,068 点、鳥 1,065 点、木 1,060 点
12月7日(木)	第3回花・鳥・木小委員会 (本庁舎3階 301 会議室) 公募結果に基づく花鳥木の選考について	・公募結果を確認し、花・鳥・木の選考について協議を行った。 ・花・鳥・木とも応募総数の第1位と2位以下の差が大きく、旧4市町の地域別順位でも、大迫地域の「木」を除き同じ名称が一番多いことから、第1位の名称を中心に、さらに検討を加えることとした。 ・第3回市民憲章等検討委員会(12月14日開催予定)では、これまでの検討結果を報告し、その後、小委員会で検討を加え最終検討報告とする予定とした。
12月14日(木)	第3回市民憲章等検討委員会 (本庁舎3階 303 会議室) (1) 市民憲章制定検討小委員会の検討結果に基づく市民憲章制定文案について (2) 花・鳥・木制定検討小委員会での検討結果に基づく花鳥木の選考について	市民憲章及び花・鳥・木制定検討小委員会からの報告に基づき、検討委員会としての市民憲章の文案やパブリックコメントの内容、花・鳥・木の選考について協議を行った。 (市民憲章) ・小委員会から報告された文案を、そのまま検討委員会の文案とし、パブリックコメントを実施することとした。 ・意見の募集期間は12月25日から1月17日までとし、文案そのものに言葉の解釈を加え地区公民館等に備え付けるほか、市のホームページや報道機関を通じ周知を図ることとした。 ・本文の「1.」の表記と前文一行目の字下げの取り扱いについては、別途、専門家の意見等を参考に検討を加えることとした。 (花・鳥・木) ・今回の検討委員会では名称の決定は行わず、選定理由を含め小委員会で検討を加えることとした。 ・現段階では、検討委員会として「応募数を尊重した方が良い」との結論とした。
12月25日(月)	市民憲章素案のパブリックコメント開始	

月日	会議等の内容	会議等の結果
平成 19 年 1 月 15 日(月)	第 4 回花・鳥・木小委員会 (本庁舎 3 階 302 会議室) 花・鳥・木の選考及び選考理由について	第 3 回市民憲章等検討委員会での意見をふまえ、さらに検討を加えた結果、花・鳥・木を次のとおり選考し、第 4 回市民憲章等検討委員会(2 月 8 日開催予定)において最終検討報告を行うこととした。 花 ハヤチネウスユキソウ(自然・文化) 鳥 フクロウ(安心・安全) 木 コブシ(活力・躍進) ・検討委員会への報告にあたっては、別紙(案 3)の選考理由を基本に、学術用語等を分かり易い表現に変更し報告することとした。 ・名称の表記法については、生物学上の分類同様カタカナ表記とした(使用にあたっては、ひらがな表記でも可)。 ・制定後の活用法については、本小委員会で提案された意見をまとめ、次年度の担当部署に引き継ぐこととした。
1 月 17 日(水)	市民憲章素案パブリックコメント終了	意見提出件数 4 件
1 月 24 日(水)	第 4 回市民憲章小委員会 (本庁舎 3 階 302 会議室) (1) パブリックコメントの取り扱いについて (2) 市民憲章の制定文案について	パブリックコメント等の意見をふまえ、市民憲章素案全体及び一つひとつの文言に込められた意味を細部に渡って確認した結果、素案をそのまま最終案として報告することに決定。 ただし、説明文については、真意を十分に表現するように修正を加えることとした。
2 月 8 日(木)	第 5 回市民憲章小委員会 (本庁舎 3 階 303 会議室) (1) パブリックコメントの取り扱いについて (2) 市民憲章の制定文案について	制定文案及びパブリックコメント実施結果の最終確認を行った結果、素案のとおり決定し、第 4 回市民憲章等検討委員会において最終検討報告を行うこととした。
	第 4 回市民憲章等検討委員会 (本庁舎 3 階 委員会室) (1) 市民憲章制定文案について (2) 花・鳥・木の選考について	市民憲章及び花・鳥・木制定検討小委員会からの最終報告に基づき協議を行った。 (市民憲章) ・小委員会から報告された文案を、そのまま検討委員会の文案とすることに決定した。 ・説明文については、本検討委員会及び第 5 回小委員会の意見をふまえ、修正を加えることとした。 (花・鳥・木) ・小委員会から報告された名称を、そのまま検討委員会の文案とすることに決定した。 ・選考理由の表現については、本検討委員会の意見をふまえ、修正を加えることとした。
2 月 14 日(水)	市民憲章等検討委員会から検討結果を市長に報告	
	市民憲章、市の花・鳥・木を庁議決定	
3 月 1 日(木)	市民憲章、市の花・鳥・木を制定 (告示)	